

## 高岡市国際交流協会規約

### (名 称)

第1条 この会は、高岡市国際交流協会（以下『協会』という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協会は、高岡市民の国際意識の高揚を図り、高岡市が姉妹・友好都市提携を結んでいる外国の市並びに諸外国との市民間の国際交流事業を促進するとともに、市内に在住の外国人との相互理解を深め、市民との共生意識を高めて、安全で暮らしやすい街づくりをめざし、高岡市の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ・国際交流事業の実施
- ・国際交流事業の啓蒙及び普及
- ・国際交流事業の調査研究
- ・姉妹・友好都市との交流事業
- ・国際交流団体との連絡調整
- ・在住外国人共生事業
- ・その他、前条の目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第4条 協会は、第3条の目的に賛同する次に掲げる会員をもって構成する。

- ・個人会員
- ・団体会員
- ・法人会員

### (役 員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- ・会 長 1名
- ・副会長 3名以内
- ・常任理事 若干名
- ・専務理事 1名
- ・理 事 若干名
- ・監 事 2名

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員選出)

第6条 会長、副会長は、理事の中から互選し、総会の承認を得るものとする。

2 常任理事、専務理事、理事及び監事は、会員の中から会長が指名する。

### (役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の運営にあたる。

4 専務理事は、会長、副会長及び常任理事を補佐し、日常の業務に従事する。

5 理事は、協会の運営にあたる。

6 監事は、協会の会計を監査する。

### (名誉会長等)

第8条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、協会の国際交流についての基本的、かつ、総合的な施策に関する意見を述べることができる。

(総 会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。
  - ・事業計画及び予算
  - ・事業報告及び決算
  - ・規約の変更
  - ・役員を選出
  - ・その他、総会が必要と認めた事項

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事、理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

- 2 理事会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
  - ・協会の運営に関すること。
  - ・総会に付議する事項
  - ・その他、会長が必要と認めたこと。

(議 事)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部 会)

第12条 協会の業務を積極的に推進するため、次の部会を置くことができる。

- ・企画運営部会
  - ・姉妹・友好都市部会
- 2 部会の構成員は、理事及び会員のなかから、会長が指名する。

(経 費)

第13条 協会に関する経費は、会費、受託金、その他収入等をもってあてる。

(会 費)

第14条 協会の会費は、次のとおりとする。

- ・個人会員 年額1口 2,000円(1口以上)
- ・団体・法人会員 年額1口 20,000円(1口以上)

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の職員に関し必要な事項は、細則で定める。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- この規約は、平成 4年7月10日から施行する。
- この規約は、平成16年7月10日から施行する。
- この規約は、平成18年5月27日から施行する。
- この規約は、平成19年6月10日から施行する。